

# 放射性物質の農産物等への影響調査について（第162報）

平成25年10月18日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜・果樹、米（玄米）、林産物、水産物及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において基準値を下回りました。

## 1 野菜・果樹の調査結果

採取日：平成25年10月11日、15日

結果判明日：平成25年10月17日

分析機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団

社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
コマツナ	鶴ヶ島市	< 4.42	< 4.52	—
ハクサイ	日高市	< 4.11	< 6.87	—
ブロッコリー	深谷市	< 5.86	< 4.96	—
ネギ	日高市	< 4.56	< 5.42	—
ダイコン	東松山市	< 4.51	< 5.36	—
	久喜市	< 4.97	< 4.57	—
カブ	日高市	< 4.59	< 4.96	—
ニンジン	日高市	< 4.51	< 4.61	—
サツマイモ	羽生市	< 4.44	< 5.28	—
	長瀨町	< 3.81	< 4.53	—
サトイモ	東松山市	< 5.67	< 6.21	—
	上尾市	< 4.56	< 5.42	—
	蕨市	< 4.72	< 4.82	—
	戸田市	< 5.37	< 4.93	—
	北本市	< 5.70	< 5.61	—
	伊奈町	< 4.60	< 6.61	—
	滑川町	< 4.40	< 4.64	—
ヤマトイモ	深谷市	< 5.29	< 6.30	—
ラッカセイ	飯能市	< 4.0	< 5.4	—
	鶴ヶ島市	< 4.2	< 6.1	—
カキ	皆野町	< 4.67	< 4.30	—
	杉戸町	< 4.64	< 4.27	—
キウイフルーツ	さいたま市	< 4.09	< 4.87	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<0.00」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.81～6.87Bq/kg）未満であることを示す。

## 2 米（玄米）の調査結果

補完調査 … 米の作付面積が1,000haを超える市町村における追加検査

採取日：平成25年10月10日、15日

結果判明日：平成25年10月17日

分析機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団

品目	産地 市町村名	品種	放射性物質 (Bq/kg)		
			放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
米 (玄米)	川越市	彩のかがやき	<4.58	<4.51	—
	熊谷市	あさひの夢	<3.74	<4.45	—
	深谷市	彩のかがやき	<4.12	<3.79	—
基準値 (一般食品)					100

※ 「<0.00」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.74～4.58Bq/kg）未満であることを示す。

## 3 林産物の調査結果

採取日：平成25年10月15日

結果判明日：平成25年10月17日

分析機関：社団法人 埼玉県食品衛生協会 検査センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
原木 ヌメリスギタケ	小川町	<5.6	11	11
基準値 (一般食品)				100

※ 「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値（5.6Bq/kg）未満であることを示す。

## 4 水産物の調査結果

採取日：平成25年10月9日

結果判明日：平成25年10月15日

分析機関：一般財団法人 九州環境管理協会

品目	産地 (市町村名)	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
ワカサギ (天然)	宮沢湖 (飯能市)	<4.00	<3.87	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<0.00」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.87～4.00Bq/kg）未満であることを示す。

## 5 市場流通品（加工食品）の調査結果

採取日：平成25年10月15日

結果判明日：平成25年10月16日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目		製造施設所在地	放射性物質 (Bq/kg)		
			放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
漬物	たくあん	深谷市	<5.4	<4.7	—
	しょうゆ漬		<6.2	<5.0	—
	かす漬		<4.8	<3.9	—
米菓		草加市	<8.3	<7.7	—
		久喜市	<6.3	<6.7	—
基準値（一般食品）					100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.9～8.3Bq/kg）未満であることを示す。

（注） 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

### 【問合せ先】

（野菜・果樹・米については）

農林部 農産物安全課  
有機・安全生産担当 長嶋・中村  
直通 048-830-4057  
内線 4057  
E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

（林産物については）

農林部 森づくり課  
森林技術・林業支援担当 阿曾・阿部  
直通 048-830-4325  
内線 4325  
E-mail: a4300@pref.saitama.lg.jp

（水産物については）

農林部 生産振興課  
内水面漁場管理委員会・水産担当 飯野・吉田  
直通 048-830-4151  
内線 4151  
E-mail: a4130@pref.saitama.lg.jp

（市場流通品については）

保健医療部 食品安全課  
監視・食中毒担当 吉永・渋谷  
直通 048-830-3611  
内線 3611  
E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp